

善通寺市入札参加者心得

(総則)

第1条 善通寺市（以下「市」という。）の発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務並びに物品及び役務提供（以下「本市工事等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」と総称する。）を行う場合並びに、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して入札を行う場合（以下「電子入札」という。）における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、善通寺市契約規則（平成10年善通寺市規則第5号）、入札公告、指名通知書、その他法令及び入札条件を示した書面等に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。また随意契約による場合においても原則としてこの心得を準用する。

(電子入札対象案件)

第2条 電子入札の対象案件は、入札公告、指名通知書等において、電子入札である旨、記載がある案件とする。

(利用者登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「電子入札参加者」という。）は、個別案件の手続を行う前に、電子入札システムに電子入札に必要な電子入札参加者の情報の登録（以下「利用者登録」という。）をしなければならない。

2 電子入札システムの利用者登録をした者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合には直ちに利用者登録の変更を行わなければならない。

(入札参加資格等)

第4条 入札参加者（紙入札方式のみで行なわれる入札（以下「通常入札」という。）に参加しようとする者、電子入札参加者及び電子入札において発注者の承諾を得て紙入札により入札に参加しようとする者（以下「紙入札者」という。）をいう。以下同じ。）のうち一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告で示す入札参加資格申請書（資格確認資料を含む。）を提出して、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(入札参加資格等の取消)

第5条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに申し出なければならない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者となったとき。

(2) 破産の宣告を受けたとき。

(3) 申請した区分、種類等に必要な許可、登録等を失ったとき。

2 前項各号に該当した者に対して行った一般競争入札等の参加資格を有する旨の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、これを取り消す。

第6条 市が入札日の前日までに善通寺市指名停止等措置要領（平成元年善通寺市告示第17号）に該当し、競争入札等参加資格の停止などの決定をしたときは、当該入札への参加資格は、これを取り消す。

なお、善通寺市指名停止等措置要領における措置要件に該当するに至ったときは、必ず申し出ること。

（入札の基本的事項）

第7条 入札参加者は、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、指名通知書等を熟覧の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、指名通知書、電子入札システムの運用等について疑義があるときは、入札事務関係職員等の説明を求めることができる。

3 入札参加者は、入札後、前項の疑義又は、この心得、設計図書類及び現場等についての誤記、脱落及び不明を理由として異議の申立てをすることはできない。また、落札者はそのことを理由として、契約の締結の拒否又は契約金額の増額の請求をすることはできない。

4 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書等において単価によることを指示した場合においては、この限りでない。

（入札辞退）

第8条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を提出する。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出する。

3 無断で入札を欠席した場合及び辞退届を提出していない場合は、入札等に関する不誠実行為として、入札参加排除措置を行う。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保等)

第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、資格確認通知又は指名通知等を受領してから入札までの間、入札の公平性、透明性を損なわない事項で、業務実施上、特に必要があると市が認める場合を除き、市職員に対して面談等を行ってはならず、これに抵触する場合には、次条に定める措置を講じるとともに、独禁法に抵触する行為として、公正取引委員会に通知することがある。

なお、建設工事等における市職員との接触等については、双方の立場を十分理解の上、応札等を行うこと。

5 入札参加者は、一般競争入札、公募型指名競争入札及び指名競争入札に係わる不正行為疑感情報（以下「疑感情報」という。）があった場合には、市の事情聴取等に協力しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第10条 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができない恐れがあると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

2 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(入札を行うことができる者)

第11条 入札を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 入札参加者又はその代表者

(2) 年間委任状により契約等の権限を入札参加者から委任された支店長等（以下「支店長等」という。）

(3) 当該入札に関する権限を入札参加者又は支店長等から委任された者

2 前項の規定にかかわらず、電子入札に利用できるICカードは次に掲げる者のICカードとする。

(1) 入札参加者又はその代表者

(2) 支店長等

3 代理人が入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることができない。

5 入札参加者（その代表者及び代理人を含む。）は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、当該入札について他の入札参加者のICカードを使用して入札することはできない。

（入札会場の規律）

第12条 前条第1項に掲げる者（以下「入札者」という。）は、入札会場においては、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

2 入札事務関係職員は、入札者が指示に従わない恐れがあると認められるとき、入札に関し不正若しくは妨害の行為をする恐れがあると認められるとき又はこれらの行為をしたときは、当該入札者に対し、入札会場への入場を拒み又は入札会場からの退場を命ずることができる。

3 入札会場内では、携帯電話の使用を禁止する。携帯電話を持ち込む場合は電源を切ること。また、私語等の行為はこれを禁止する。

（入札等）

第13条 入札者は、通常入札の場合については封筒に入れた入札書に必要な事項を記載し、記名押印（代理人が入札する場合は、委任状に押印の受任者印とする。）し、当該封筒に封印の上、応札し、電子入札の場合については、電子入札システムの入札書受付締切日時までに、入札書の電子提出を行わなければならない。

2 郵便による入札は、入札条件に明示した場合に限り、これを行うことができる。

3 入札者は、いったん入札書を提出し、又は電子提出をした後は、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

4 無効の入札をした者は、応札の資格を失うとともに入札会場から退場させる場合がある。

（無効の入札）

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者が行った入札

- (2) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (3) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (4) 入札者の記名押印がない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他不正行為によってされたと認められる入札
- (8) 入札事務関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者が行った入札
- (9) 再度の入札の場合における前回の最低入札金額以上の入札
- (10) 同一人による複数の入札(他人の代理人としての入札及び他人の I C カードを使用し
ての入札を含む。)
- (11) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は複数の代理をした者の入札(他人の
I C カードを使用しての入札を含む。)
- (12) 予定価格を事前公表している場合は予定価格を超える入札
- (13) 最低制限価格を設定している場合は最低制限価格未満の入札
- (14) 工事費内訳書の工事費合計金額が、入札書記載金額と一致しない入札
- (15) 工事費内訳書の小計、又は工事費合計金額の計算が誤っているものの入札
- (16) 他の入札者から入手した工事内訳書を使用している入札
- (17) その他入札に関する条件に違反した入札

(内訳書の調査)

第 1 5 条 内訳書の有効性を確認する調査は、落札候補者のみを対象として行うことができる。ただし、契約担当者が必要と認める場合は、入札参加者の全部又は一部を対象として行うことができる。

(入札書等の取扱い)

第 1 6 条 提出された入札書は、返却しない。入札参加者が談合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実が判明した場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(入札の回数)

第 1 7 条 予定価格の事前公表を行った入札の回数は、1 回とする。

(落札者の決定)

第18条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低の入札した者の入札価格によっては契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又は公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認めるときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることができる。

(同価入札者の落札決定)

第19条 落札となるべき同価の入札者が複数であるときは、直ちに、通常入札の場合については当該入札者にくじを引かせ、電子入札の場合については電子入札システムにおけるくじ機能を用い、落札者を決定する。

2 前項の場合(通常入札の場合に限る。)において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務関係職員以外の職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第20条 入札において、予定価格の制限に達した価格の入札をした者がいないときは、再度入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表した入札を除く。

2 前項の再度入札は、原則として2回(初回を入れて計3回)を限度として行うが、落札の見込みがないと判断した場合は、打ち切る場合がある。

3 再度入札は、前回の入札に参加した者のみで行うが、その入札で無効の入札をした者は、再度入札への参加を認めない。

(保留)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合で、直ちに落札決定をすることが不適切又は困難と判断したときは、落札決定を保留する。

(1) 一般競争入札、公募型指名競争入札及び指名競争入札に係わる疑感情報があることにより、入札参加者が談合し、不穩の行動をなす等公正な入札を執行することができない恐れがあり、独禁法等に抵触する行為の有無等について調査等を要し、直ちに落札決定

をすることが不適切又は困難と判断したときは、落札決定を保留する。

(2) 著しく低価格の応札がなされた場合は、落札者の決定を保留する。

(契約保証金)

第22条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約代金の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 契約保証金は、契約目的物の引渡し等、契約が履行されたときは、これを還付する。

(契約書等の提出)

第23条 落札者は、契約書に記名押印し、指名通知書等に明示した日までに、これを入札事務関係職員に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期限内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。ただし、期限内に契約書を提出することができない相当の理由がある場合において、あらかじめ市の承認を得たときは、その指定期日経過後3日を限度として、期間を延長することができる。

3 落札者が落札決定から契約締結までの間に、善通寺市指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは契約を締結しないことがある。この場合において、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(議会の議決を要する契約)

第24条 善通寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年善通寺市条例第20号）の規定により、予定価格1億5千万円以上の工事若しくは製造の請負に関する契約又は予定価格2千万円以上の動産の買入れに関する契約については、善通寺市議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立する。

2 前項の規定を適用する契約において、第21条第1項の規定については、同項中「契約書の案の提出と同時に」を「本契約成立までに」に読み替えて適用するものとする。

3 第1項の仮契約の当事者が、入札日の翌日から善通寺市議会の議決を得る日までに本市工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することができる。

4 前項の規定により仮契約を解除した場合においては、市は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

附 則

この心得は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和3年4月1日から施行する。